お知らせ

弊社四国支社(愛媛県松山市)が、高知地方法務局の委託を受け、同地方法務局須崎支局にて行っております登記簿等の公開に関する事務(いわゆる乙号事務)におきまして、弊社元契約社員が収入印紙の販売代金としてお客様からお預かりした金員(現在までに判明した金額は約129万円)を横領していたことが判明しました。

当該行為を行った元契約社員は8月1日付で懲戒解雇しております。また、現在、捜査機関に相談の上、告訴の準備を進めております。

なお、現在までのところ、当該行為を行った元契約社員がお客様から収入印紙の代金を過大に頂いたり、お客様にお渡しすべき証明書を交付しなかったといった事実は確認されておりません。また、お客様の個人情報の流出も確認されておりません。

弊社におきましては、今回の事態を真摯に受け止め、内部監査・モニタリングの強化、社員研修などの再発防止策を徹底してまいります。

皆様の登記簿等の公開に関する事務に対する信頼性を損ね、また法務局をはじめ関係の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。